

角田市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年1月6日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」の監査）

2. 監査の対象

市民福祉部：市民課、生活環境課、保険年金課、健康推進課、社会福祉課（総合保健福祉センター、地域包括支援センター）、子育て支援課

産業建設部：農政課、商工観光課、土木課、建築住宅課、下水道課

総務部：総務課、秘書広報室、防災安全課、放射線対策室、政策企画課、財政課、税務課

水道事業所

3. 監査の期間

平成25年10月15日（火）から同年11月20日（水）まで

4. 監査の範囲

平成25年9月末日現在の平成25年度予算の経理業務、契約・検収業務、工事の計画・実施業務、物品・財産の管理業務及び平成24年度補助金等交付分。また、平成24年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」「工事計画・実施の合理性」及び「物品・財産管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」「工事計画・実施の合理性」及び「物品・財産管理の適正性」については、概ね適正に確保されていると認めた。

例年数多くの誤りが散見される随意契約に係る事務処理については、若干改善の兆しが見られるものの、依然として地方自治法施行令又は契約規則の選択号数の誤謬、選択理由の欠如等が見受けられた。

起案書においても、決裁日、完結日の記載の欠如や鉛筆での記入が多数見られたほか、補助金交付等の起案における財政課長及び総務部長の合議を受けていない起案や決裁権者が誤っている起案も散見されたので、適正に対処されるよう指導・監督の徹底を市長へ要望した。

また、昨年度又は一昨年度の監査において、関係課へ改善を要望し検討中との回答を得ていた案件のうち、何ら対策が講じられていない案件も見受けられたので、早期に改善されるよう市長へ要望した。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。